令和６年12月農業委員会総会議事録

令和6年12月25日午後3時00分、令和6年12月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 24名

1番　金田　公隆　委員	2番　藤田　善明　委員	3番　岩谷　裕子　委員
4番　佐藤　修司　委員	5番　川村　陽彦　委員	6番　須藤　秀人　委員
7番　種澤　達也　委員	8番　町田　高司　委員	9番　石岡千鶴子　委員
10番　三上　浩太　委員	11番　小林　政貴　委員	14番　福士　章逸　委員
15番　小嶋　勇成　委員	16番　木村　芳文　委員	17番　平井　秀樹　委員
18番　成田　繁則　委員	19番　佐藤　剛郎　委員	20番　大湯茂八郎　委員
21番　戸澤　幸彦　委員	22番　髙橋　貴志　委員	23番　田村眞裕美　委員
24番　成田　毅　委員	25番　兜森　弘義　委員	26番　前田　優考　委員

欠席委員　2名

12番　小田桐　明　委員	13番　石岡　人志　委員

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗　元	事務局次長	佐藤　祝幸
事務局次長補佐	伊藤　靖記	事務局農地調整係長	曽根奈美子
事務局総括主幹兼総務係長	髙橋　貢	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局総括主幹	石田　剛	事務局岩木分室主幹	浅利　敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂　貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第57号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第58号　農地転用許可に係る意見について
議案第59号　農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第60号　農用地利用集積計画の決定について
議案第61号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第62号　農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告第41号　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第42号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第43号　非農地の判断についてて

〔開始時刻　15 時 02 分〕

事務局次長　　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 6 年 12 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 12 番小田桐明委員、13 番石岡人志委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。17 番平井秀樹委員、19 番佐藤剛郎委員、20 番大湯茂八郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。
　議案第 57 号を議題といたします。議案第 57 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　1 ページをお開き願います。議案第 57 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 1,128 ㎡、畑 14 件 100,169 ㎡、合計 15 件 101,297 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 7 件 32,452 ㎡、畑 6 件 39,744 ㎡、合計 13 件 72,196 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　本日の、総会に提案されている議案について、去る 12 月 9 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、須藤秀人委員、町田高司委員、種澤達也委員、それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 121 番について申し上げます。譲受人は、5 年程前から譲渡人と共に申請地で野菜を栽培しておりましたが、譲渡人が高齢となったことから、農地を引き継ぐこととなったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き、野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 129 番について申し上げます。譲受人は現在、市が実施する農業里親研修の一環である、短期のトライアル研修を受けて、りんご農家としての就農を目指しておりますが、今回、園地継承システムを活用して農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は研修先の農家や、譲渡人の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。8 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 133 番について申し上げます。譲受人は実家が農家であり、父とともにりんごの一連の農作業にこれまでも携わっておりましたが、主たる耕作者である

調査委員長	父が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。なお、6ページの所有権関係、受付番号128番については、譲受人が許可申請後に死亡しましたが、相続人全員から、所有権移転に対する同意書が提出されたため、本会議に付するものとします。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	（な　し）
兜森弘義委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞
	（兜弘義委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に8ページ、所有権関係、受付番号134番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	所有権関係、受付番号134番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第57号のうち、所有権関係、受付番号134番については、許可することに決定いたします。G森委員の着席をお願いします。
	（兜森弘義委員着席）
町田高司委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞
	（町田高司委員退席））
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に10ページ、使用収益権関係、受付番号169番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号169番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第57号のうち、使用収益権関係、受付番号169番については、許可することに決定いたします。町田委員の着席をお願いします。
	（町田高司委員着席）

議　　長	それでは、所有権関係、受付番号134番及び、使用収益権関係、受付番号169番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	所有権関係、受付番号134番及び、使用収益権関係、受付番号169番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第57号のうち、所有権関係、受付番号134番及び、使用収益権関係、受付番号169番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第58号を議題といたします。議案第58号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17ページをお開き願います。議案第58号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑3件316㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号6番は、農業用施設及び農業用資材置場の一部として拡張するものであり、農地区分も第3種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号7番及び8番は、第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の2分の1以内の拡張」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。また、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	（な　し）
議　　長	それでは、議案第58号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	議案第58号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第58号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第59号を議題といたします。議案第59号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　21ページをお開き願います。議案第59号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑2件3,106㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号9番及び10番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、弘前市上下水道事業「樋の口浄水場等建設事業」に係る資材置場及び残土仮置場等として一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第59号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第59号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第59号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第60号を議題といたします。議案第60号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　25ページをお開き願います。議案第60号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田6件29,331㎡、畑8件53,150㎡、合計14件82,481㎡であります。また、使用収益権関係が、田7件27,750㎡、畑1件1,257㎡、合計8件29,007㎡で、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。31 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 93 番及び 33 ページ使用収益権関係、受付番号 52 番から 35 ページ受付番号 57 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。32 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 50 番から 35 ページ受付番号 57 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
佐藤修司委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞ （佐藤修司委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 35 ページ、使用収益権関係、受付番号 57 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号 57 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 60 号のうち、使用収益権関係、受付番号 57 番については、委員会報告のとおり決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。 （佐藤修司委員着席）
議　　長	それでは、議案第 60 号のうち、使用収益権関係、受付番号 57 番を除く計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 60 号のうち、使用収益権関係、受付番号 57 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 60 号のうち、使用収益権関係、受付番号 57 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 61 号を議題といたします。議案第 61 号は「農用地利用集積計画策

議　　長	定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。議案第 61 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 10,011 ㎡、畑 6 件 64,926 ㎡、合計 8 件 74,937 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 3 件 27,441 ㎡、畑 1 件 5,385 ㎡、合計 4 件 32,826 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 2 件 26,803 ㎡であります。今回提出されました 12 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 8 件、貸借 4 件が整ったものであります。40 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 121 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。41 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 123 番及び 124 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。43 ページをお開き願います。使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。
議　　長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
佐藤修司委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞ （佐藤修司委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 43 ページ使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 61 号のうち、使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議がないものと認め、議案第 61 号のうち、使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。 （佐藤修司委員着席）
議　　長	それでは、議案第 61 号のうち、使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番を除

議　　長	く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	議案第 61 号のうち、使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議がないものと認め、議案第 61 号のうち、使用収益権関係、受付番号 17 番及び 18 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 62 号を議題といたします。議案第 62 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	45 ページをお開き願います。議案第 62 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 11,981 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	47 ページをお開きください。本議案につきましては、当該農地に隣接する農地の耕作者から借り受けたい旨の申出があったことから、農地法に基づく所有権等の探索を行った結果、所有権等を確知できなかったため、令和 6 年 1 月に、その旨を公示し、その後の手続きを経て、令和 6 年 10 月 11 日付であおもり農業支援センターによる中間管理権の取得を県知事が裁定したものであります。今回、その利用権に基づいて、あおもり農業支援センターから新たに担い手へ貸し付けるため、農用地利用集積等促進計画を定めて権利を設定するものであります。内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであります。以上、報告いたします。
議　　長	それでは、議案第 62 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	議案第 62 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 62 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告第 41 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	49 ページをお開き願います。報告第 41 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今

事務局次長	会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 54,298.31 ㎡、畑 10 件 96,738 ㎡、合計 17 件 151,036.31 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては、51 ページから 53 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 41 号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	次に、報告第 42 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	55 ページをお開き願います。報告第 42 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」 であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び農地法第 5 条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 2 件 142 ㎡、また、5 条関係が畑 1 件 252 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、57 ページから 58 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。 以上であります。
議　　長	報告第 42 号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	次に、報告第 43 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	59 ページをお開き願います。報告第 43 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」 第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3) ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 6,125 ㎡であります。以上であります。
議　　長	報告第 43 号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。 〔議事終了　15 時 43 分〕